

事業継続力強化支援計画の概要書

実施者名	与那原町商工会 与那原町
実施期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。</li> <li>・ 発災時等における連絡体制を円滑に行うため、与那原町商工会と与那原町との間に被害状況報告のルートを構築する。</li> <li>・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう組織内の体制を整え、関係機関との連携体制を平時から構築する。</li> </ul>
事業内容	<p>1 事前の対策          当会と当町は小規模事業者に対してハザードマップ等を用いながら事業者の災害リストや感染症等のリスク・取組・対策の周知を図るほか、関係団体等との連携、事業者のBCP等取組状況の確認・情報共有を図り、必要に応じて改善等について協議する。また必要に応じて訓練を実施する。</p> <p>2 発災後の対策          応急対策の実施可否の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。</li> <li>・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、状況により当町における対策に基づき当会の感染症対策を行う。</li> </ul> <p>応急対策の方針決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況を共有し、応急対策の実施可否および方針を決定する。</li> </ul> <p>3 発災時における指示命令系統・連絡体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区内小規模事業者の被害状況の迅速な報告と指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。</li> </ul> <p>4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置し、応急時に有効な被災事業者支援施策について地区内事業者等へ周知する。</li> </ul> <p>5 地区内小規模事業者に対する復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。</li> </ul>
連絡先	<p>1 与那原町商工会          〒901-1303 沖縄県与那原町字与那原3090番地の8          TEL : 098-945-3513 / FAX : 098-945-7502          E-mail : shokokai@yonabaru.jp</p> <p>2 与那原町観光商工課          〒901-1392 沖縄県与那原町字上与那原16番地 2階          TEL : 098-945-5323 / FAX : 098-944-3365          E-mail : kankou-shokou@town.yonabaru.okinawa.jp</p>